

千葉市水道局告示第51号

水道法第16条の2第1項の規定により、下記の者を千葉市水道局指定給水装置工事事業者に指定したので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第5条第1号の規定により告示します。

令和 5年 11月 16日

千葉市長 神谷 俊一

所在地	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号
商号	ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者	代表取締役 榊原 暢宏
指定年月日	令和5年 9月 19日
指定番号	第365号